

滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金貸与要綱

令和5年3月30日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀県内に所在する看護系学科を持つ大学（以下「大学」という。）に、一般の入学者とは別の選抜枠により選抜され入学した者で、将来県内において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に奨学金を貸与し、もって県内における看護職員の充足および質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護職員 保健師、助産師または看護師をいう。
- (2) 養成施設 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条から第21条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所をいう。
- (3) 大学院 法第19条から第21条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校に置かれる大学院をいう。

(貸与の対象)

第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、一般の入学者とは別の選抜枠により大学に選抜され入学した者で、県内に存する医療機関、福祉施設、保健所等（以下「医療機関等」という。）において業務に従事する意思を有する者（過去に看護職員の確保に資することを目的とする知事が別に定める資金の貸与等を受けた者を除く。）に奨学金を貸与することができる。

(貸与の額等)

第4条 奨学金の貸与の額は、年額60万円とし、同一人に貸与する奨学金の総額は240万円を超えないものとする。

2 知事は、奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）が大学を卒業するまでの間、毎年度、当該年度に貸与すべき額を一括して無利子で貸与する。

(貸与契約の解除)

第5条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 奨学生としてふさわしくない非行のあったとき。

- (5) 死亡したとき。
- (6) 虚偽その他不正の手段により奨学金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- (7) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の停止)

第6条 知事は、奨学生が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）したときは、留年が決定した日の属する年度の翌年度に係る奨学金の貸与を行わないものとする。

2 知事は、奨学金の貸与を受けている者が年度の初日から末日まで休学し、または留学したときは、当該休学し、または留学した年度に係る奨学金の貸与を行わないものとする。

(返 還)

第7条 奨学金は、奨学生であった者が、大学を卒業した日（第5条の規定により契約が解除された場合にあつては、当該解除の日）の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間（以下「貸与相当期間」という。）（次条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けたときは、貸与相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に月賦もしくは半年賦の均等払いまたは一括払いにより知事に返還しなければならない。

(返還の猶予)

第8条 知事は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間（第5号の場合にあつては、同号に規定する離職の日から3月以内の期間）、奨学金返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第5条の規定により、奨学金の貸与契約が解除された後、引き続き当該大学に在学しているとき。
- (2) 次条第1項第1号の規定による返還の債務の免除を受ける見込みがあると認められるとき。
- (3) 妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき。
- (4) 当該大学を卒業した後、他種の養成施設または大学院に在籍しているとき。
- (5) 医療機関等を離職した後、細則で定めるところにより知事に求職の届出をして他の医療機関等に就業しようとするとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事していないとき。

(返還の免除)

第9条 知事は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、県議会の議決を経て、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 奨学金の貸与に係る奨学生が、大学を卒業した日から1年6月を経過する日までに看護職員の免許を取得し、直ちに医療機関等において引き続き6年間（前条第3号から第6号までに掲げる理由により業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事したとき。

(2) 前号の業務に従事した期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。

2 知事は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、県議会の議決を経て、貸与した奨学金の返還の債務（履行期が到来した部分を除く。）の全部または一部を免除することができる。

(1) 死亡または心身の障害により奨学金を返還することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

(延滞利子)

第10条 奨学金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(委 任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以降の年度が奨学金の貸与の初年度となる者に適用する。